

日南市

配偶者等からの暴力の防止
及び被害者支援計画

— 目次 —

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	……………32
2 計画の性格	
3 計画の基本的な方針	
4 計画の期間	
第2章 配偶者等からの暴力について	
1 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)とは…34	
(1) DVとは	
(2) DVの特徴	
(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害	
(4) 暴力の背景には	
2 DVの現状	……………35
3 DVに対する取組の現状	……………35
(1) 国における取組	
(2) 宮崎県における取組	
(3) 日南市における取組	
第3章 計画の内容	
めざすべき姿	……………37
重点取組1 暴力を許さない意識づくり	……………38
重点取組2 安心して相談できる体制の確立	……………41
重点取組3 被害者の安全と安心の確保	……………44
重点取組4 被害者の自立支援の充実	……………46

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。))は、個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVの被害者は多くの場合女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識等による男女の不平等な関係により、男女が社会的に置かれてきた構造的な問題があるといわれています。

個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げるDVは、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

DVの根絶に向けては、国、県、近隣自治体及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、一体となって取組を進めるとともに、市民一人ひとりが、暴力を許さない社会づくりに努めることが重要です。DVの防止及び被害者の適切な保護に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するために、日南市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として策定します。
- (2) 本計画は、日南市男女共同参画社会づくり条例第8条に規定する性別による権利侵害の禁止に基づく規定の遵守を徹底するための計画として位置づけ、第2次日南市男女共同参画基本計画と一体的に進めるものであり、その基本目標Ⅰ—3の取組の「男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶」に対応しています。

3 計画の基本的な方針

本計画は、「暴力を許さない、誰もが安心して暮らせる社会」をめざし、暴力の防止に向けた教育・啓発、被害者の保護と安全確保、被害者の自立支援等の施策を総合的かつ一体的に推進するため、下記のことを「基本的な方針」として定めます。

目指すべき姿

『暴力を許さない、誰もが安心して暮らせる社会』

基本的な方針

- ・DVは重大な人権侵害であり、個人的な問題にとどまらず社会的な問題であるという認識のもと、DV防止に向けて社会全体で取り組みます。
- ・被害者の安全に配慮し、安心して相談できる環境づくりに取り組みます。
- ・被害者の状況や意思を尊重し、被害者の自立に向け、きめ細やかで継続的な支援に取り組みます。
- ・国、県、近隣自治体及び関係機関・団体との連携・協力を図り、被害者支援に取り組みます。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

第2章 配偶者等からの暴力について

1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）とは

(1)DVとは

配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のことです。DVには、殴ったり蹴ったりするなどの身体的暴力、心ない言動により相手の心を傷つけるなどの精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなどの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、身の回りの行動などを監視するなどの社会的暴力、子どもに暴力を加えたり危険な目に合わせるなどの子どもを利用した暴力など様々な形態が存在します。

(2)DVの特徴

DVは、外部からの発見の困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化ならびに継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

(3)犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害は

DVは、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

(4)根底にある男女の不平等な関係

性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている社会的な状況や、女性を対等なパートナーと見ない女性蔑視の意識、夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考え方など、個人の問題として片づけられないような構造的問題も、暴力を生み出す背景になっています。

2 DVの現状

令和2年1月に日南市内の18歳以上の2000人を対象に実施した「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」によると、DVを受けた経験の有無について、回答者669人中、男性18%、女性24.1%、全体として42.1%の人が「DV被害に類型されるような経験がある」と回答しています。

また、その時の相談先として、「友人・知人に相談した」と答えた人が23.4%、「家族に相談した」と答えた人が16.1%となっています。しかしながら、「誰にも相談しなかった」と回答した人が50.9%と最も多く、暴力が潜在化しやすい傾向にあることが分かりました。

3 DVに対する取組の現状

(1) 国における取組

平成13年4月、DVにかかる通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備に向けた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定されました。これにより、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置付けられました。

その後、同法は平成16年、平成19年、平成25年及び令和元年の4回にわたり改正が行われました。

改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の特徴

平成16年	<ul style="list-style-type: none">・婚姻関係(事実婚含む)にある間柄の暴力だけではなく、離婚後(事実婚状態の解消後)に暴力を受ける場合も対象・身体的暴力に加えて、精神的暴力等も対象など・国及び地方公共団体の責務に、被害者の自立支援を含む被害者の保護を明記
平成19年	<ul style="list-style-type: none">・市町村基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化・保護申し立て対象の拡大・配偶者暴力相談支援センター業務における被害者の緊急時の安全確保の明記など
平成25年	<ul style="list-style-type: none">・生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用
令和元年	<ul style="list-style-type: none">・児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明記・保護の適用対象として、被害者の同伴家族が含まれる

(2)宮崎県における取組

本県では、平成14年4月から宮崎県女性相談所が「配偶者暴力相談支援センター」としての役割を担うこととなり、被害者の早期発見及び必要な保護・支援が行われています。

また、平成18年3月には、「DV 対策宮崎県基本計画」を策定し、広範多岐にわたるDVの防止及び被害者の保護のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「未来みやざき創造プラン(宮崎県総合計画)」において、男女が互いの人権を尊重しつつ、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すため、その根絶に取り組んでいます。

その後、平成21年3月、平成26年3月の改定を行い、平成31年4月からの5年を期間とする第4次計画が策定されました。

(3)日南市における取組

①相談体制

平成23年6月に「日南市 DV 対策関係機関連絡会議」を設置し、市関係各課及び市域関係機関との連携を図ることで、被害者の支援、保護が迅速に行われるよう取り組んでいます。

また、令和2年4月には「まるごと福祉相談窓口」を開設し、生活における様々な悩み相談を1カ所の窓口で受け付けることにより、DVだけではなく、児童虐待や生活困窮などの早期発見にもつながっている状況です。

さらに、SNS(ソーシャルネットワークサービス)「LINE」での相談受け付けも開始し、相談しやすい環境作りに取り組んでいます。

②いのちの教育

令和3年度より「いのちの教育(性に関する教育)」として、小学校1年生から中学校3年生までの間に、「家族愛・生命誕生」、「人とのかかわり」、「体と心の変化」、「性」、「情報モラル」の5つのテーマを基本に、精神的・身体的な成長段階に応じたカリキュラムを設定し、連続した指導を行っていきます。これにより、日南市の児童生徒は、様々な社会的課題に向き合うための確かな力を学んでいきます。

この取組を通して、自ら適切に意思決定し行動できる力を育て、「自分を大切にすること」「他者を尊重すること」ができる児童生徒を育成することにより、性(生)に関するあらゆる暴力(望まない妊娠等)の根絶に努めます。

第3章 計画の内容

めざすべき姿

『暴力を許さない、だれもが安心して暮らせる社会』

重点取組1 暴力を許さない意識づくり

- 1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進
- 2 DVについて正しい理解の促進
- 3 暴力に頼らない問題解決の能力形成を図るための教育・啓発の推進
- 4 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

重点取組2 安心して相談できる体制の確立

- 1 相談体制の整備と充実
- 2 早期発見・未然防止の取組
- 3 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

重点取組3 被害者の安全と安心の確保

- 1 被害者の保護と安全の確保
- 2 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
- 3 DVのある家庭に育つ子どもへの支援
- 4 支援者の安全確保

重点取組4 被害者の自立支援の充実

- 1 安定した暮らしを守るための経済的支援
- 2 安定した暮らしを守るための生活的支援
- 3 住宅確保のための支援

重点取組1 暴力を許さない意識づくり

1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

(1) 学校における広報・啓発

暴力の防止に資するよう、学校において男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」に基づく人権教育を推進します。

(2) 家庭、地域、職場等における人権意識の醸成を図る広報・啓発の推進

家庭、地域、職場等において個人の尊厳及び男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女がともに社会の対等な社会の対等な構成員として社会参画できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた人権に関する広報・啓発に関係団体等と連携して取り組みます。

(3) 法教育の推進

日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために法律を活用し問題解決が図れるよう、法律を知る機会の拡大に向け、広報誌や市のホームページ等を活用して法教育を進めます。

(4) 人権週間における広報・啓発

広報誌や市のホームページ等を活用して「人権週間」の周知に努めます。その際、身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。

(5) 男女共同参画社会づくりに向けた啓発活動の推進

暴力の防止に資するよう、男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識等に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修の実施、講座の開催等の啓発活動に取り組みます。

その際、関係各課との連携により対象者に関心のあるテーマで行うように留意し、特に男性や若い世代、子どもを対象とした取組の強化を図ります。

2 DVについての正しい理解の促進

(1) 多様な機会を捉えた広報・啓発の推進

DVについての正しい理解を広め、DVを許さないという認識の徹底を図るため、広報誌や市ホームページ等を活用するとともに、市民が集まる場において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を進めます。

(2) 各種団体の研修会の機会を活用した啓発の推進

DVについての正しい理解を地域社会に広め、DVを許さないという認識の徹底を図るため、各種団体の研修会、講座、定例会の機会を活用して国・県・関係機関等が作成したリーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発活動を進めます。

(3) 県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供

DVについての正しい理解を広め、DVを許さないという認識の徹底を図るため、県男女共同参画センターや近隣自治体における研修会等の開催日程等の情報を提供します。

(4) 女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発

DVに対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた住民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするために、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(毎年11月12日から25日まで)に、市民が集まる場を活用した広報・啓発活動を進めます。

(5) 被害者本人がDVに気づくための啓発活動の推進

DVを受けていることを認識していないために必要な支援が受けられない被害者に対し、情報を得ることにより自らのDVに気づくことができるよう、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口カード等を配置し、DVについての理解を得るための情報を提供します。

(6) 講演会や研修会の開催による啓発の実施

DVについての正しい理解を広め、DVを許さないという認識の徹底を図るため、講演会や研修会を実施します。

3 暴力に頼らない問題解決の能力形成を図るための教育・啓発の推進

(1)問題解決を暴力に頼らない広報・啓発の推進

個人の尊厳を傷つける暴力は絶対に許されないという意識の醸成を図るとともに、関係機関等が発行する暴力に頼らずに問題を解決するコミュニケーションに関する情報を、広報誌等を活用して提供します。

(2)問題解決を暴力に頼らない教育の推進

DVの根絶を目指すためには、子どもの頃から暴力的でない考え方や、問題解決の方法を身につけることが重要です。

個人の尊厳を傷つける暴力は絶対に許されないという意識をもち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことの大切さについて理解を進める教育・学習の機会を学校など関係機関と連携して提供します。

4 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

(1)デートDVの防止に関する教育・啓発の推進

デートDVの防止に取り組む民間団体とも協働しながら啓発活動や、教育関係者を対象とした研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取組を進めます。

特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は絶対に許されないという意識をもち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことの大切さについて学習する機会を関係機関と連携して提供します。

(2)啓発リーフレットの活用

デートDVに関する正しい理解や気づきを促すために、県等が作成した啓発用リーフレットを成人式や各種イベントなどの機会を利用して配布します。

重点取組2 安心して相談できる体制の確立

1 相談体制の整備と充実

(1) 安心して相談できる環境の整備

プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりに努めます。

(2) ワンストップ・サービス化の推進

DV 被害者が1箇所で行行政手続き等進めることができるよう、関係機関と連携しながら、DV 被害者に対応します。

(3) 相談員研修

相談業務に携わる相談員の資質向上を図るため、男女共同参画についての研修や各種研修の機会を提供します。

(4) 子どもに関する相談体制の充実

子どもや家庭に関する様々な相談に適切に対応するため、また、地域において児童虐待の防止、早期発見・早期対応を行うため、関係機関との連携のもと相談体制の充実を図ります。

(5) 外国人、障がいのある人、高齢者への相談の配慮

使用する言語や障がいの特性等に応じた相談対応が可能な機関などの情報を把握し、適切・迅速な対応ができるように、庁内関係課及び関係機関との連携を図ります。

2 早期発見・未然防止の取組

(1) 暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ

DV の発生や潜在化を未然に防止するため、地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声掛けや地域活動への勧誘など、孤立化を防ぐ働きかけを行います。

(2) 地域における防犯活動の推進

地域に密着した防犯活動において、DV の未然防止の観点からの取組が行われるよう、安全に関する情報提供を行う等、自治会、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。

(3) 育児・介護サービスの提供者による早期発見

家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している DV の問題がないかに留意し、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮し、被害者が適切な支援を受けられるよう支援関係者等につなぐなどの対応に努めます。

(4) 母子保健事業を通じた早期発見と、被害者や子ども、家庭への積極的な働きかけ

緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮しながら、警察や関係機関に通報するなど、必要な情報提供を行います。

(5) 学校・幼稚園・保育所等における行動等からの早期発見・援助

学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している人は、子どもや保護者の様子や会話から発せられる SOS を見逃さず、DV の早期発見に努め、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、DV 及び児童虐待の両面から市や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助を行います。

(6) 医療機関における診療等を通じた早期発見と積極的な情報提供

医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報するなど、必要な行動がとれるよう、制度に係る情報提供等の支援を行います。

(7) 民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進

地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員等が、日頃の活動を通じて DV の未然防止の観点から活動が行えるよう研修機会の提供等、活動の促進を図る支援に努めます。

3 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

(1)日南市 DV 対策関係機関連絡会議の充実

DV の防止及び被害者の救済に向けた取組を図るため、関係機関との連携を図り、情報交換を行います。

(2)庁内連絡会議の設置

迅速な対応ができるよう庁内連絡体制を整備し、適切かつ迅速な対応ができるよう連携を図ります。

また、対応する市職員が DV に対する正しい理解のもとで、被害者が二次被害を受けることなく、男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう、職員研修を実施します。

(3)支援関係機関・団体の連携体制の強化

被害者の相談に総合的に対応するため、関係機関・団体との連携強化を図ります。

(4)各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底

被害者が、加害者の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関等、関係機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。

重点取組3 被害者の安全と安心の確保

1 被害者の保護と安全の確保

(1)被害者の一時保護への支援

被害者の一時保護に向けて、警察や宮崎県女性相談所との連携を図りながら、被害者及び子どもの安全確保に努めます。

(2)地域における防犯活動の推進

市と市民が連携して、犯罪にあわないための活動や犯罪を抑止する環境整備の充実に努め、安全・安心なまちづくりを進めるとともに、防犯意識の高揚のため、広報・啓発に努めます。

2 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

(1)DV 防止法に基づく通知制度及び児童虐待の防止等に関する法律に基づく通告制度の広報

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、DV 防止法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づく通報・通告制度について、様々な機会を利用して広報に努めます。

(2)住民基本台帳事務における支援措置の実施

住民基本台帳事務における支援措置を庁内各課と連携して行います。

(3)国民健康保険・国民年金・市税など手続きの支援措置

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、関係課・各医療保険者・年金機構等と連携を図りながら手続き等の支援を行います。

3 DVのある家庭に育つ子どもへの支援

(1)地域で子どもを見守る関係機関・団体等の連携の充実

学校、保育所等子どもに関わる様々な立場の関係者が、子どもを見守り、子どもへの虐待を認知した場合に、関係機関との連携により適切・迅速な対応をとることができるよう、児童虐待の防止等に関する法律に基づく通告制度の周知を図ります。

(2)子どもへの心理的ケアのための支援

子どもがDV 行為を目撃することにより、心に深い傷を負ってしまうことから、子どもの心身の健康を取り戻すため、家庭相談員や児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、適切な対応を行います。

4 支援者の安全確保

(1)支援者の安全確保への配慮

相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携、協力して、その安全確保に努めるとともに、その個人情報の管理を徹底します。

重点取組 4 被害者の自立支援の充実

1 安定した暮らしを守るための経済的支援

(1) 児童手当、児童扶養手当、生活保護等各種経済的支援制度の活用

経済的に困窮している被害者に対しては、各種経済的支援制度の活用による支援を行います。

(2) 各種援護制度等の情報提供及び手続の支援

経済的に困窮している被害者に対しては、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金等貸付制度の情報提供を行い、手続きに関する支援を行います。

2 安定した暮らしを守るための生活的支援

(1) 各種保育サービスの情報提供・利用支援

各種保育サービスや育児相談等に関する情報提供による、育児の負担軽減を図ります。

(2) 学校や保育所等への就学・入所等の支援

市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等にあつて、現住所に住民票を異動できない子どもが現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。

(3) ハローワークにおける職業相談等の情報提供

被害者にとっての就労は、経済的な自立を図り、社会生活の回復にもつながることから、ハローワークにおける職業相談等の情報提供を行います。

3 住宅確保のための支援

(1) 市営住宅入居への配慮

被害者の住居の安定を図ることは、被害者が自立に向けた生活を始めるために必要です。被害者が安心して生活できる住宅を確保するため、市営住宅への入居に配慮します。

また、被害者の緊急的な一時避難に対応するため、市において一時避難用の住居を確保します。